

令和3年5月21日

第2回多度津町議会臨時会会議録

1、招集年月日 令和3年5月21日(金) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	村井 勉	2番	門 秀俊
3番	天野 里美	4番	兼若 幸一
5番	中野 一郎	6番	松岡 忠
7番	金井 浩三	8番	村井 保夫
9番	小川 保	10番	古川 幸義
11番	隅岡 美子	13番	尾崎 忠義
14番	志村 忠昭		

1、欠席議員

12番 渡邊美喜子

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	三木 信行
会計管理者	山下 佐千子
町長公室長	山内 剛
総務課長	泉 知典
政策観光課長	河田 数明
税務課課長補佐	西山 政有紀
住民環境課長	石井 克典
高齢者保険課長	松浦 久美子
健康福祉課課長	冨木田 笑子
建設課長	三谷 勝則
産業課長	谷口 賢司
消防長	阿河 弘次
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開 会 午前9時00分

議長（村井 勉）

お早うございます。

本日、渡邊 議員入院のため、欠席届が出ておりますので、ご報告申し上げます。改めまして議員各位におかれましては、何かとご多忙の中、ご参集を頂き有難うございます。

ただ今より、令和3年第2回多度津町議会臨時会を開催致します。

開会に先立ちまして、町長よりご挨拶があります。丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

皆さん、お早うございます。

議員の皆様方におかれましては、日々町民の皆様方の幸せの向上のために議員活動にご精励頂いておることだと拝察を致します。

本日、令和3年第2回多度津町議会臨時会の開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。皆様ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症につきましては、全国的に変異株を中心に第4波とも言える感染拡大が続いており、9都道府県、今日の報道によりますと沖縄県も緊急事態宣言が発出されたということでもありますので、この10都道府県に緊急事態宣言が発出されているなど非常に厳しい状況が続いております。また、本県におきましても感染拡大が続いており、5月8日に県独自のコロナ非常事態宣言が発令され、5月31日までの間、緊急事態対策期として集中的に感染拡大防止対策を講じていくとされております。本町におきましても大型連休明けの5月6日以降、5月8日の7名を最高に昨日までの累計で22名の感染者が発生しており、これは5月5日以前の感染者の累計18名をたった2週間で上回るものでありまして、厳しい状況が続いております。町民の皆様には不要・不急の外出を控えることやマスクの着用、手指消毒など感染防止対策の徹底を呼びかけているところであります。このような中、本町における新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、県内の他市町に比べて進んでおりますが、去る5月19日、午後1時より町保健センターにおいて実施致しました高齢者を対象とした第2回目のワクチンの集団接種におきまして、接種担当医師が1名の方、これは60歳代の男性であります。この方に誤って前の接種者に使用した注射器を使用し、かつ、ワクチンが入っていない状態で接種行為を行ったことが判明を致しました。このようなことは、絶対にあってはならないことであり、同日60歳代男性のご本人に直接面談をし、経緯を説明するとともに謝罪した上で、後日改めて第2回目のワクチンの接種と感染症に関する検査を受けて頂くようお願いをし、ご本人にはご了承を頂きました。さらにこの度のことで、町民の皆様、議員の皆様には、ご心配をおかけ致しましたこととお詫びを申し上げます。再びこのようなことが発生することがないように、ワクチン接種の手順の再点検、個別接種

を実施して頂く町内医療機関への注意喚起など再発防止対策を講じてまいります。  
さて、本臨時会におきましては、税関係条例改正の専決処分の承認2件と工事請負契約の締結1件の計3件を提案させて頂いておりますので慎重審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます、冒頭のご挨拶とさせていただきます。本日もどうかよろしくお願いを致します。

議長（村井 勉）

ただいま、出席議員は13名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、令和3年第2回多度津町議会臨時会は成立致しました。

これより、第2回多度津町議会臨時会を開会致します。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、2番、門 秀俊 君、13番、尾崎 忠義 君を指名致します。

日程第2．会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

第2回臨時会の会期は、本日1日間と致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定致しました。

日程第3．議案第1号、専決処分の承認について（多度津町税条例等の一部改正）を議題と致します。

タブレットの準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。税務課長補佐、西山君。

税務課課長補佐（西山 政有紀）

お早うございます。

それでは、議案第1号、専決処分の承認について（多度津町税条例等の一部改正）の提案説明をさせていただきます。よろしくお願ひ致します。

この度の改正は、地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第107号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第108号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年総務省令第34号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和3年総務省令第35号）が、令和3年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、令和3年4月1日を施行日とする改正内容が含まれますことから、本町の税条例の一部

改正が必要となり、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、本年 3 月 31 日付で、専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

今回の主な改正内容でございますが、まず 1 つ目は、個人住民税関係でございます。町民税の非課税の範囲に係る国外居住親族の取扱いの見直しを行うもの。また、セルフメディケーション税制を 5 年間延長することとしたものでございます。

2 つ目は、固定資産税関係でございます。令和 3 年度の評価替えに伴う、土地に係る令和 3 年度から令和 5 年度までの課税の特例措置を講ずるものでございます。

3 つ目は、軽自動車税関係でございます。環境性能割の臨時的軽減期間を本年 3 月 31 日から 9 ヶ月延長し、本年 12 月 31 日までとし、種別割のグリーン化特例を 2 年間延長するものでございます。その他、関係法令の改正に伴う条文の整備も含まれた内容のものでございます。

それでは、新旧対照表を用い、主な改正点についてご説明させていただきます。

アンダーラインの箇所が改正部分で、右側の欄が改正前、左側の欄が改正後でございます。また、条例改正による施行日は、改正附則に定めてありますが、条文ごとに施行日が異なりますことから、条文ごとの説明とさせていただきます。

それでは、まず第 1 条関係と致しまして、タブレットの 3 ページ下段から 4 ページをご覧ください。第 24 条は「個人の町民税の非課税の範囲」に関する規定で、扶養親族における国外居住親族の取扱いを所得税と同様にするための改正でございます。

施行日は、令和 6 年 1 月 1 日であります。

4 ページ中段をご覧ください。第 36 条の 3 の 2 は「個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書」に関する規定で、給与所得者の扶養親族申告書を電子提出する場合の税務署長の承認を廃止するものでございます。施行日は、令和 3 年 3 月 31 日であります。

5 ページ上段をご覧ください。第 36 条の 3 の 3 は「個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書」に関する規定で、第 1 項に扶養親族における国外居住親族の取扱いを所得税と同様にするための改正でございます。施行日は、令和 6 年 3 月 31 日であります。

5 ページ下段から 6 ページ上段をご覧ください。第 4 項に公的年金等受給者の扶養親族申告書を電子提出する場合の税務署長の承認を廃止するものでございます。第 53 条の 8 は「特別徴収税額」に関する規定で、退職所得申請書の定義に係る規定の整備でございます。

7 ページ上段をご覧ください。第 53 条の 9 は「退職所得申告書」に関する規定で、退職所得申請書を電子提出する場合の税務署長の承認を廃止するものでございます。

8 ページ上段をご覧ください。第 81 条の 4 は「環境性能割の税率」に関する規定で、読替規定を対象に追加するものでございます。施行日は、いずれも令和 3 年 4 月 1 日

であります。

附則第 5 条は「個人の町民税の所得割の非課税の範囲等」に関する規定で、扶養親族における国外居住親族の取扱いを所得税と同様にするための改正でございます。

施行日は、令和 6 年 1 月 1 日であります。

9 ページをご覧ください。附則第 6 条は「特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例」に関する規定で、セルフメディケーション税制を 5 年間延長し、令和 9 年度までとするものでございます。施行日は、令和 4 年 1 月 1 日であります。

9 ページ下段から 12 ページをご覧ください。附則第 10 条の 2 は「法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合」に関する規定で、固定資産税の「わがまち特例」を定めるものでございます。12 ページの第 22 項は浸水被害防止・軽減のため、法律に基づき、知事や町長の認定を受けて整備された雨水貯留浸透施設について、特例割合を 3 分の 1 とするものです。その他は、いずれも法律改正による条文の項ずれによる改正でございます。

施行日は、第 24 項が「産業競争力強化法等の一部を改正する法律」附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日で、その他は、いずれも令和 3 年 3 月 31 日であります。

13 ページ上段をご覧ください。附則第 11 条は「固定資産税の特例に関する用語の意義」に関する規定、附則第 11 条の 2 は「土地の価格の特例」に関する規定、14 ページ中段から 17 ページの附則第 12 条は「宅地等に対して課する固定資産税の特例」に関する規定、18 ページ上段の附則第 13 条は「農地に対して課する固定資産税の特例」に関する規定、19 ページ上段の附則第 15 条は「特別土地保有税の課税の特例」に関する規定で、令和 3 年度の評価替えに伴う土地に係る令和 3 年度から令和 5 年度までの課税の特例措置を講ずるものでございます。

20 ページをご覧ください。附則第 15 条の 2 は「軽自動車税の環境性能割の非課税」に関する規定で、環境性能割の臨時的軽減期間を本年 3 月 31 日から 9 ヶ月延長し、本年 12 月 31 日までとするものでございます。

附則第 15 条の 2 の 2 は「軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例」に関する規定で、読替規定を対象に追加するものです。

21 ページ中段から 25 ページをご覧ください。附則第 16 条は「軽自動車税の種別割の税率の特例」に関する規定で、項ずれ及び特例の期限を 2 年間延長するものでございます。

25 ページ下段の附則第 16 条の 2 は「軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例」に関する規定で、項ずれによる改正でございます。

26 ページ中段をご覧ください。附則第 25 条は「新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例」に関する規定で、特別税額控除が令和 15 年度までとなっていたものを令和 17 年度までとし、契約期日を令和 3 年末から令和 4 年末までとするものでございます。施行日は、いずれも令和 3 年 4 月 1 日であります。

続きまして、26 ページ下段から 32 ページの第 2 条関係でございますが、令和 2 年改正条例の第 2 条のうち、27 ページの第 48 条第 9 項・第 15 項、28 ページ中段の第 50 条第 4 項、29 ページ下段の第 52 条第 3 項、30 ページ中段から 32 ページの附則第 4 条についてでございますが、いずれも法律改正による項ずれの改正を行うものでございます。

本改正条例の附則と致しまして、32 ページから第 1 条として「施行期日」、第 2 条として「町民税に関する経過措置」、33 ページ中段から第 3 条として「固定資産税に関する経過措置」、35 ページ上段から第 4 条として「軽自動車税に関する経過措置」について、それぞれ定めるものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、専決処分承認につきまして、よろしくご審議頂きますようお願い致します。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮り致します。

議案第 1 号について、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

これより、質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

本案は原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案どおり、承認することに決定致しました。

日程第 4. 議案第 2 号、専決処分承認について（多度津町都市計画税条例の一部改正）を議題と致します。

タブレットの準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。税務課長補佐、西山君。

税務課課長補佐（西山 政有紀）

それでは議案第2号、専決処分の承認について（多度津町都市計画税条例の一部改正）の提案説明をさせていただきます。

この度の改正は、地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）が、本年3月31日に公布されたことに伴い、多度津町都市計画税条例の所要の改正を行うものでございます。

改正内容が、本年4月1日からの施行日となりますことから、多度津町都市計画税条例の一部を改正する条例について地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

この改正は、議案第1号、多度津町税条例等の一部改正で、ご説明致しました固定資産税と同様に令和3年度の評価替えに当たり、原則として従来の土地に係る負担調整措置を3年間継続することとした所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表を用い、ご説明させていただきます。

タブレットの3ページ下段から4ページ上段をご覧ください。附則第3項及び第4項は「わがまち特例」に関する規定で、法律改正による、適用条文の項ずれでござい

ます。4ページ上段から7ページをご覧ください。附則第6項から第10項は「宅地等に対して課する都市計画税の特例」。

7ページ下段から8ページをご覧ください。附則第11項は「農地に対して課する都市計画税の特例」で、いずれも特例措置を3年間延長するものです。

9ページをご覧ください。附則第13項は、法律改正による項ずれによる改正でござい

ます。施行日は、いずれも令和3年4月1日であります。最後に本改正条例の附則と致しまして、第1項として「施行期日」を、第2項として「経過措置」をそれぞれ規定するものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、専決処分の承認につきまして、よろしくご審議頂きますようお願い致します。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮り致します。

議案第2号について、委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。



これより質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第2号についてを採決致します。

本案は原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、承認することに決定致しました。

日程第5.議案第3号、工事請負契約の締結について(令和3年度堀江第3排水区雨水排水渠築造工事)を議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。総務課長、泉君。

総務課長(泉 知典)

お早うございます。

議案第3号、工事請負契約の締結についての提案説明を申し上げます。

件名は「令和3年度堀江第3排水区雨水排水渠築造工事」でございます。

工事場所は多度津町幸町で、契約方法は、4社での制限付一般競争入札によるものでございます。

契約金額は7,810万円で、その内消費税額等は710万円でございます。参考までに請負比率は、98.41%でございました。

工事請負人は香川県仲多度郡多度津町大字道福寺451番地、枝園建設株式会社 代表取締役 枝園 裕子でございます。

また、参考資料と致しまして2ページに工事請負契約書及び附帯条件を、3ページに保証証書を、4ページに位置図を添付しております。

工事の概要と致しましては、新庁舎建設に伴う町道255号線及び269号線の道路改良工事に伴い、雨水管理総合計画の幹線管渠整備を実施するもので、雨水排水渠築造工事として、施工延長263.3メートルを整備するものです。

なお、工期につきましては、令和4年1月31日までとしております。

以上の内容のものを議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第3号、工事請負契約の締結についての提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮り致します。

議案第3号について、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

これより質疑を開始致します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

尾崎 忠義 君。

議員（尾崎 忠義）

この工事関係で2点ほどお伺いしたいんは、平米単価とそれから工事期間中ですが、庁舎建設の工事もありまして、この辺で周辺住民との関係で安全管理についてどうなっているのかお尋ねしたいと思います。よろしくお願ひ致します。

議長（村井 勉）

建設課長、三谷 君。

建設課長（三谷 勝則）

尾崎議員の質問に答弁をさせていただきます。今回の雨水排水渠築造工事につきましては、ボックスカルバート延長約263メートルの施工でございます。延長単価としまして約30万円ほどの事業費となっております。また、今回の工事につきましては、議員のおっしゃるとおり庁舎の工事と併せて今後、前面道路の改良工事、また、水道事業の工事とが同時に施工されることと予想されておりますので、そのあたりを十分に業者間の調整を行いながら、進めていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議長（村井 勉）

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ないようですので、これをもって、質疑を終結致します。

これより討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第3号についてを採決致します。

本案は原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第6. 特別委員会の廃止を議題と致します。

平成31年2月に設置した新庁舎建設特別委員会については、新庁舎建設の計画の策定等について審議、検討を重ねてまいりました。本新庁舎の建設事業も無事工事に着工することができ、計画どおり順調に進んでいる状況です。

今後、特別委員会として検討が必要となるであろう、大きな課題が発生する可能性は低いと思われまます。もし課題が生じた場合、それぞれの常任委員会を活用して対応していけると考えられます。

これらのことから、令和3年3月23日に開催されました議会運営委員会において、本特別委員会については、特別委員会としての所期の目的を達成したので、廃止することとなりました。

ここでお諮り致します。

新庁舎建設特別委員会については、議会運営委員会の決定のとおり廃止することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

異議なしと認めます。

したがって、新庁舎建設特別委員会は、廃止することに決定致しました。

日程第7. 特別委員会の設置及び委員の選任を議題と致します。

行財政改革特別委員会の設置及び委員の選任についてであります。

最近、執行部より様々な事業の提案がされる中、その事業費の総額を推計すると将来相当な額の財源が必要と思われまます。

大きな工事を行った結果、公債費残高も増加して来ており、据え置かれていた元金の償還も順次始まって来ており、今後大幅な財源不足が予想されているところです。

このことに対応するため、収入については使用料等の適正化、所有財産の活用等さらなる収入の確保策を講じる必要があり、また、支出についても抑制を図るため、補助

金、負担金の適正化を図るとともに事務事業の見直しを図る必要があると考えられます。

このことから、3月23日に開催されました議会運営委員会において、財源の確保について、町有財産の有効活用について、及び事務事業の見直しについて調査・研究を行うため、行財政改革特別委員会を設置することとなりました。

ここでお諮り致します。

多度津町議会委員会条例第5条の規定により、7名の委員をもって構成する行財政改革特別委員会を設置し、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中も調査・活動することができるものとし、議会が調査の終了を議決するまで継続して調査することに致したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、7名の委員をもって構成する行財政改革特別委員会を設置し、閉会中も調査・活動することができるものとし、また、議会が調査の終了を議決するまで継続して調査することに決定致します。

引き続き、ただ今、設置されました行財政改革特別委員会委員の選任を行います。行財政改革特別委員会の委員の選任につきまして、多度津町議会委員会条例第6条第4項の規定により、古川 幸義 君、小川 保 君、村井 保夫 君、松岡 忠 君、中野 一郎 君、兼若 幸一 君、天野 里美 君の7名を指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議ないものと認めます。

よって、行財政改革特別委員会の委員の選任につきましては、ただ今、指名しました7名の諸君を選任することに決定致します。

ここでお諮り致します。

ただ今、選任されました行財政改革特別委員会の委員には、多度津町議会委員会条例第7条により、委員長及び副委員長の互選の必要がありますので、これより暫時休憩をして、その間に特別委員会の開催をお願いしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

行財政改革特別委員会は、4階委員会室において開催致します。

ただ今より、暫時休憩致します。

休 憩 午前9時37分

再 開 午前9時47分

議長（村井 勉）

それでは休憩前に引き続き、会議を再開致します。

休憩中の特別委員会で、委員長、副委員長が互選されましたので、ご報告申し上げます。

行財政改革特別委員会委員長には 村井 保夫 君、副委員長には 中野 一郎 君、以上のとおり、決定されました。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議は、すべて終了致しました。

これをもって、令和3年第2回多度津町議会臨時会を閉会致します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

はい、丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

ちょっとお詫びと訂正をさせて頂きたいと思います。冒頭の私のご挨拶の中で、今、緊急事態宣言発出している都道府県が9つということで、加えて沖縄県が発出されたと申し上げました。それは昨日の報道の中で、沖縄県がそれを希望しておりますので、政府の方をお願いをして今日、専門委員会が開かれる。その中で決定されるということでありますので、ちょっと早とちりをして、もう決定してしまったような言い方を致しましたことを大変申し訳なくお詫びを申し上げます。有難うございます。

議長（村井 勉）

これをもって、令和3年第2回多度津町議会臨時会を閉会致します。

ご協力有難うございました。

閉 会 午前9時49分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

令和3年5月21日  
第2回多度津町議会臨時会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記